

第十九回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 十 五 号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 井上 良二君

理事 宇都宮 徳馬君 理事 大上 司君

理事 大平 正芳君 理事 小西 寅松君

理事 吉米 地英俊君 理事 福田 繁芳君

理事 藤枝 泉介君 理事 福田 繁芳君

理事 小川 豊明君 理事 柴田 義男君

理事 春日 一幸君 理事 平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵事務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長)

委員外の出席者

検事(刑事局) 津田 実君

総務局長) 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月十四日

委員山村新治郎君辞任につき、その補欠として安藤覺君が議長の名指で委員に選任された。

五月十三日

金融引締緩和等に関する陳情書(山梨県議会議長小林昌治)(第三〇〇八号)

国家公務員共済組合法第九十一条の改正に関する陳情書(前橋市岩神町前橋宮林局内佐山恵作)(第三〇一九号)

入場税法案に伴う善後措置に関する

陳情書(静岡県議会議長吉野倫将)(第三〇七八号)

商工組合中央金庫貸付利子引下げに関する陳情書(水戸市南三ノ丸茨城県中小企業連盟会長宮崎慶一郎)(第三〇九二二号)

復元業者の借入金金の分割減税並びに利息軽減に関する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄外百七名)(第三〇九三三〇九四号)

同(静岡縣浜名郡北浜村中条千四百九十一番地高井富司外七十七名)(第三〇九四四号)

同(愛知縣半田市宇道成九十八番地新美只次郎外百五名)(第三〇九五五号)

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出第八一〇号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

○内閣委員長代理 これより會議を開きます。

します。質疑は通告順によつてこれを許します。山本君。

○山本(勝委員) この疑問の点について、もつぱら法務省の考えを承つておきたいと思ふのであります。

この法律ができると、結局法務省がその運用に当るものと考へますので、見解をはつきりしておきたい。

速記録にもはつきり残しておきたい。その速記録に残つたように運用されて行くという意味で、はつきりと御答弁を願ひたいのであります。

この法律の提案理由の説明の中に「一般に金銭貸付の利息等につきましては、その不当に高いものはこれを取締る必要があると考へられますので」云々、かういふふうになつておりますが、この不当に高いといふのは、何か高いとか低いとかいふものを定める標準があるわけでありませう。

これを三十銭にするか、三十五銭にするかといふふうな金額の問題ではありませう。そういうものをきめるもう一つ奥に、不当に高いものを取締るのだという立法の趣旨でありませうから、その不当に高いといふのは何を標準にして判断されたのか、この点であります。

○津田説明員 この法律の第六条に書いてございませうに、すでに物価統制令の第九条の二には不当高価契約等の禁止の規定があるのであります。

不当高価契約の禁止と申しますのは、物価統制令ができましてからの目的といひまして、いろいろなものについてそれ／＼統制額をつくるが、しかしな

がら万般のもの、あるいは役務につきまして統制額をつくることは困難でありますので、さうな場合の統制を意味するつもりで、物価統制令の九条の二が規定されておるわけでありませう。

その場合に不当高価といふことがございませうが、その場合の不当といふのは何をさすかと申しますと、これは判例の大体の傾向であります。

念に照して相当と認められない、かういふふうな解釈をいたしておるわけでありませう。

これによりまして、九条の二はしづ／＼過去において適用されたわけでありませう。

金利につきましては、不当高価契約によつて不当に高い利率が取締られて参つたわけでありませう。

裁判例にも大体出ております。そこで、それでは幾らをもつて社会通念に照して相当でないかといふことにつぎましては、これはその時及びその場所によつて違つて参ることは当然だと思ふのであります。

具体的に申しますならば、都会地は一般的に高く、地方は一般的に低い。

あるいは過去において、金融と申しますか、金銭の貸借関係が非常に逼迫してゐると高く、そうでなくなると安くなるといふことは、一般論として申せるわけでありませう。

従つて時、場所によつて違つたわけでありまして、すでに御承知かと思ひますが、過去におきましては日歩五十銭程度より高いものは一応不当高価として常に取締つておつた次第でありませう。

しかしながら五十銭といふのは固定的なわけではありませう。

地方に参りますと四十銭とかいふようなこともそれ／＼考へて運用されてゐる面もございませう。

そこで今回の第五

条に日歩三十銭といふふうな原案がきめられた根拠につきましては、すでに当委員会御説明申し上げたところでありませう。

要約して申し上げますならば、現在の一般貸金業者が業務報告書によつて届け出る、あるいは実際に付いてゐる金額は三十銭ないし三十五銭といふ数字が統計上出ております。

さらに従来の貸金業法に違反したことのある業者につきまして精密に調査したところによりまして、高いのは日歩一円でありませう。

安いのはいふ二銭からありまして、平均といひましては日歩二十二、三銭でありませう。

が、しかしながら數的に多いのは三十銭ないし三十三銭くらいのところが多いようになつております。

そういう事実から見まして、将来に向つての高金利の限度をいたしましては三十銭を妥当とする。と申しますのは、利息制限法におきましては、年二割をもつて最高限度とすることになつております。

が、一応國家の意思は利息制限法によつて現われてゐると見なければならませう。

従ひまして利息制限法の最高の利率、すなわち最高年二割を越えるものは一応國家の意思に反しておるとい

わざるを得ないのであります。しかしながら個人間で任意にそれを受渡する場合には、そこまでは國は干渉しないといふ建前でできているのが利息制限法でございまして、利息制限法につ

きましては、すでに当国会において御承認を得てもはや成立しておるわけでありませう。従いまして利息制限法の二割と日歩三十銭というものを勘案いたしました場合に相当の開きがございませうが、これは処罰する限度であるという意味において、かような年二割というものと日歩三十銭、月九分というような高い額との差ができておるといふ説明をいたさなければならぬことになるわけでありまして、今申しましたような実態から申しまして、日歩三十銭というものをこの原案の第五条に掲げている次第であります。

○山本(勝)委員 われ／＼としましては、今この法律をつくるかつかつかぬか、どういふふうにきめるかというところが問題なものであります。昔の法律がどうだったとか、あるいは利息制限法がどうであったとかいふふうなことを聞いておるのではない。この法律をわれわれがここでつくるべきか、つくるべきでないか。どういふふうにきめればいいのか、一旦つくつて出しますと、執行される方である問題が起りました場合に、われ／＼の方にずいぶん泣きついて来る。そのときにわれ／＼が行くと、法律は国会がつくつたのじやないか、文句を言うなら国会に言うべきだということも言つておるのであります。その通りなんです。ですからわれ／＼は、この執行部に責任を負わすわけに行かぬので、あくまで慎重にして、最後の瞬間までできるだけ完璧な形にして、そうして国民の利益に資するということではなければならぬ、こういう立場で聞いておるのであります。私が聞きたいのは、不当に高いというのは何か標準があるに違ひない。

その標準は、今承つたところでは利息制限法のあれが標準だ。しかしこれは罰則がついておるから云々というふうにも聞える。また社会通念というふうなことも言われましたが、そういうものも然ることは——これまでは五十銭が低いことになっていてたけれども、今度は三十銭が高いことになったといふふうなことは、私はおそろしく立証もできないだらうと思う。そうでなしに、私はこういうふうなことを考えるので、どこへ行つても二十五銭で借りられる、二十五銭で借ろうと思えばどこでも借りられる場合に、ある業者は三十銭でなければ貸さぬ。本人として、よそへ行けば二十五銭で借りられるのだが、たま／＼その男がその人の特殊の困つた状況を見て、三十銭でなければ貸さぬと言つた場合、それは不当に高利だといえるのじやないかと思う。しかしどこへ行つてもある金利でなければ借れない、また貸せないといつた場合に、なおかつそれがほかの標準からすれば不当に高利だといふふうなことがいえるのかいえないのか。要するに標準です。高い安いというのをきめる場合、何を標準にするのか。私が今申したのは、一般にどこでも一定の金利が成り立つていて、それで借りられるような状況になつておる、それに比べてある業者の貸したのが高いというのなら、私はこれは不当に高利だといえると思う。しかしどこへ行つてもそれより借れないし、それより貸せないという基準が必要供給できまつて来てる場合に、もしそれ自体をなおかつ高いというのなら、別に何か標準があればならない。その別のか標準を聞きたい、こういうわけだ。

○津田説明員 ただいまのは、この法律案の提案理由説明のところにある、不当に高いといふことを中心にして仰せられることと拝聴するのであります。が、この法律そのものには、不当に高いといふことはどこにも現れていないわけでありませう。この五条の意味は、不当に高いものを取締ろう、こういうわけでありませう。そこで現在について不当に高いといふのはどこを標準にするかといふことは、現在の社会通念なり、それにその場所を加えた要素をもつて考えるわけでありませう。従いまして多くの人が日歩二十五銭で貸しておるものであれば、日歩二十五銭で貸すことが不当に高くないといふことは当然申せることだと思ふ。ですから、多くの人が二十五銭で貸したものを三十銭で貸せば、不当に高価だといふことはいい得ると思うので、前に申しました物価統制令の場合もそういう考え方だと思ふ。現在にはなへんにそれを持つて来るかといふことが問題になるわけでありませうが、現在多く行われておるところは、先ほど申しましたような次第で、三十銭ないし三十三銭くらいのとこらというふうな、私どもの調査の結果では現われておるわけでありませう。そこで、それでは三十三銭にすればいいじやないかといふ考え方もむろん成り立つわけでありませうが、この五条と申しますのは、その趣旨自体としては、もとより不当に高いものを取締るわけですが、不当に高いといふことは——この法律の目的は、将来の不当に高価なものを罰則をもつて禁止する趣旨なんぞ、過去のことにまつて問題にするわけではありませう。将来は何かいいかといふことを考えなければ

なりませう。そこにおきまして、先ほど申し上げました日歩五十銭といふのを、三十三銭ないし三十銭といふところをもつて、現在の実態をあまりかえらないで、しかも現在の実態の一番高いところと申しますか、現在大方に行われておる金利の一番高いところをきめておる方が安いで済む、こういう考え方でありませう。しかしながら現在の金利にいたしましては、先ほど申しましたように日歩二銭で貸しておる人もおる。ですから問題は、日歩一円のおる。ですから問題は、日歩一円にすれば何人もこの法律に違反しないであろう。つまり、はたして日歩一円までを高金利の限度にすればよろしいかといふことはどういふ言えないかと思ふ。その意味におきまして三十銭ができたのでありまして、三十銭がいいか悪いのかといふことを計数的に表わす根拠を何から求めるかといふことの的確な数字を出すことは困難であります。先ほど申しました調査による資料によつて考え出した限度、こういうわけでございます。

○山本(勝)委員 先ほどの説明で、いなかでは二十五銭くらいのとこらもある、都会では、場所によつて違ふが、三十三銭くらいのとこらもあるといふことでありましたが、一般にいなかで、その地方では二十五銭で借りられる、また貸しておるという場合に二十銭で貸せば、私はこれは不当に高いといえると思う。その地方一般にどこへ行つても二十五銭で借りられる、そういう場合に、たま／＼相手を見て二十八銭で貸した場合、不当に高いといえると思ふ。しかし都会において一般に三十三銭の場合、たま／＼相手を見て、弱みにつけ込んで高く貸したといふときは、今度は四十銭に貸せば不当に高いといふことになりませう。が、しかし三十三銭がその適当な値段といふことになつておる。ですから標準が、結局いなかを標準にすれば都会が高いといふことになりませうが、しかしいなかを標準にして都会が高いといふわけではない。その状況における一般的なものが高利だ、こういうことに理解していいのですか。そのとき、そのところにおける一般的な同業者の——銀行が安いからといって、これを銀行に比べれば全部高いにまつておりますが、銀行や信用金庫とはまさか同じ標準で判断されるのではないと思ふ。簡単に申しますと、同じ業者が見て、あいつは不当に高く貸しておると、業者の口の上になつたものなら、不当に高いといふことになつたと思ふ。そう解釈してよろしいかどうか。

○津田説明員 先ほど申しましたように、提案理由の説明のところには、第五条の趣旨として、不当に高いものについて取締る、かような趣旨であるといふことを説明してあるわけでありませうが、具体的にこの法案は三十銭といふことをきめるわけだ。形成するわけですから、不当に高いか安いかといふことは、その三十銭の実態の問題でありまして、法律そのものは日歩三十銭をもつてきまるわけだ。ですからいかにいなかの人が、二十五銭が実態であるのに、相手につけ込んで二十八銭をつたいたしまして、この法律の第六条によつて、物価統制令の不当高価契約等の禁止の規定は排除いたしておりますから、それは犯罪にはならない。でありますから、この

○山本(勝)委員 どうもよくわからぬですが、三十銭ときめたのは三十銭であつて、これは数字が示すのだから議論の余地はない。ただ不当な高利を取締るという必要がなければ、こんなものをきめる必要はない。不当な高利を取締るという以上、こういう数字が出ておるのですから、そこでこの三十銭をもつて、三十銭を越えれば不当、三十銭までなら不当でない、こう判断されたに相違ないと思う。しかし先ほどの話で、いなかでは二十五銭で一般に貸借が行われておるといふところがあるにかかわらず三十銭ときめた。そういうふうなところにこういうことをきめた場合に、実際の取扱い

ことに解釈するほかないと思う。社会通念といい、あるいは利息制限法のあれだとか、あるいはおおよそ十人のうち八人までそういうふうにとつておるといふふうなうち、どれが標準になるか、もし私が申し上げたように、同業者が一般にやつておる以上に高くしておる、同業者から見て、あいつは不当に高く貸しておると言われるようなものをもし不当に高いとして取締るのであつたら、こういう規定を設ける必要もない。法律をまたないで暴利取締令で行けるのだと思う。はつきりしないのじやないですか、その点いかがですか。

○津田説明員 金利あるいは物価とい

と思うのであります。通常の契約においては年二割であるべきだ、こういうことを國家が認めて表現しておることと言わざるを得ません。ですからこれも野放しにするという議論もあり得るわけであります。しかしながらそうでなくて、少くとも二十五銭とか二十銭とかいうことは利息制限法上からは好ましくないが、当事者相互の間でこれを授受すればそれはやむを得ない、そこまで國家は干渉する意思はない。しかしながら日歩三十銭を越えて授受すればそれは刑罰をもつて強制しよう、ということとは強制の限度を強くしよう、こういう考え方になるわけであ

限法というのは、これまで一割というふうな世間離れをした、しかも百四以下幾らというふうなことで、大正八年以来三十数年間そのまゝはつて来られたということは、罰則もついていないし、また實際にしば／＼それが適用されるものならば、そんなに長い間放任されるわけがない。ただ、たとえていえば二階の物置きのすみに入つておつたというふうな、そういうことだから、今まで三十年間も世間離れしたような数字のままで来たのだと思う。それはしかし一割ということでは、すでに實際に正当に行われておる金利が一割以上になつておるために、公正証

の中には、出資の募集、要するに出資証券、出資金、これを含むものであるか含まないものであるか、これをひとつお伺いしたいと思いますが。

○河野政府委員　名目及び実質がともに出資であります限りにおきましては、この規定の中に入りません。

○春日委員　了解いたしました。

それからこの二条二項の中にあります「不特定且つ多数の者」これの定義でありますが、株主は特定の者に入るか、不特定の範疇に属するか、これはどういう考え方をお持ちになつて立法されたか、この点をひとつ……。

○河野政府委員　この点は現在あります。

するいわゆる貸金業取締法、この第七條にありまるところと同じようにお考え願いたいと思ひます。従ひまして株主であるといふことは当然に特定といふことにならない。しかし株主であるといふことが、それだけが理由でなく別の理由で特定者であるといふことになることもあり得ます。株主であるといふことをもつて特定とは言えない、こういうことでもあります。

○春日委員 わかりません。(笑)そこでいろいろの場合の特定不特定の範疇の區別が生ずるであらうしようが、この法律にあるところの、この法律の規定において、株主は特定の中に属するか、不特定の中に属するか、これをひとつお伺いをいたしたいのであります。

○河野政府委員 これは先般の当委員会においても詳細な御質問があり、お答え申し上げた通りであります。私はこの不特定であるいは多数という言葉は、やはり具体的に判断しなければいけない、しかし少くとも株主であるといふことは決して特定といふことではない、これははつきり言えると思ひます。株主であるといふことはそれが特定になるということにはならない。

○春日委員 そうすると、この法律第二條第二項の中に「不特定且つ多数の者からの金銭の受入」云々を禁止いたしておられますが、株主からそういうことを受入れることを禁止しておるのであるか、株主はこれに該当しないものであるか、具体的に御答弁をお願いいたします。

○河野政府委員 これは法律の解釈の問題といたしましては、すでに現在、先ほど申し上げましたように貸金

業取締法の運用としてもあつた例であります。昨年の六月でありましたか、いわゆる株主相互金融會社を中心とする貸金業者の検査を行った結果、株主からの借入金というものが相當な数に上つております。これは不特定多数の者からの預り金であるといふことの認定をいたしまして、これをすみやかに整理すべく命令を出したのであります。その解釈と、現在この法案に言つております不特定多数といふことの解釈とは、まったく同じに考へております。

なおこの辺は法律の解釈になりますから、法務省の方からも聞き取りをお願いしたいと思います。

○春日委員 法務省からあわせてひとつ法律的の御見解を……

○津田説明員 ただいま銀行局長が申し上げました通りでございます。従来の貸金業法の解釈といたしましては、単に株主であるといふことのみでは特定とは言えないといふ大蔵省の解釈は、法務省の方とも協議の上きまつたところでございます。

○春日委員 それでは株主たるの条件だけをもつてしては特定だとは言ひ得ないといふことではあります。されば株主プラス・アルファによつて特定になると思ふのだが、そのプラス・アルファはどういふものか、具体的にこの際御説明をお願いいたします。

○河野政府委員 株式会社におきましても、いわゆる同族会社のなものであつて、しかも株の譲渡を禁止してある、しかも株主は非常に限られた同族縁故者だけであるといつたような場合におきましては、私は株主であるけれ

ども、特定者だといふ場合があり得ると考へております。

○春日委員 そういたしますと、重ねて伺ひますが、株式會社がその總會において、その株式の譲渡を禁止したした場合においては、特定の者といふ資格を生ずることになり、従つて本條の適用を受けないことになると考へて、さように理解してさしつかえありませんか。

○河野政府委員 私が申し上げましたのは、単に株式の譲渡禁止だけでなく、さらにその株主になつておられます人々が非常に少数で、かつ縁故者とか同族といつたような、何といひますか、非常にすばらしいやつになつていない、ある特定の限られた人々だけがそれを構成しておつて、しかもそれが譲渡禁止になつておる、こういう場合を申し上げたのであります。

○春日委員 そういたしますと、少数といふのは、やはりこれまた抽象文字たるのそしりを免れませんが、その少数なるものの限界は、大体百人程度を言ふのであるか、千人程度を言ふのであるか、五百人程度を言ふのであるか、これも大体証券取引法がその対象を不特定多数に認めております限り、法律的に大體の基準するところ、その少数なるものの数字はどこへめどを置いておるのであるか。しつこくして今ここに答弁されんとする銀行局長の答弁は、法律的にどの程度の權威を有するものであるか、これをひとつ、今後この問題が大きい具体的な問題となつて参りましようので、責任ある御答弁を伺ひたいいたします。

○河野政府委員 私の答弁は、実は權威という点に行きますと、結局は裁判

所がきめることでありますので、私は、今申し上げておることは自信をもつて申し上げておりますが、客觀的にどの程度の權威があるか、私としては自分でこれを裏づけることはできません。今お話の、少数とは何人ぐらゐを言ふかといふことであります。これが具体的に何人といふことが大體常識的に言えるのでありますならば、おそろく少数といふ言葉は使われないだらうと思ふ。たとえば五十人以上からかなんとかいふ言葉をおそらくは使うのじやないかと思つております。しかし少数とか多数とかいふ言葉の意味は、先ほどもちよつとお話がありましたように、非常に具體的な事例によつて、あるいは十人でも多数になる場合もありましようし、十五人でも少数だといふ場合も私はあり得ると思ふ。具體的ないろいろの四圍の事情から見て……

従ひまして、そこはやはり結局社會通念と申しますか、そういうことで判断をせざるを得ない。法律的に言へば、多数といふのは複數でありますから、二人以上は多数になり得るわけでありまふ。そこらあたりの判断といふものは、やはり具體的に四圍の事情を考へた上で判断して行かなければならぬ。数字をもつて一律に何人以上はといふことはなか／＼言えないと考へております。

○春日委員 法務省の御答弁はあります。

○津田説明員 ただいま河野銀行局長が申しました通りであります。

○春日委員 法律は、すべてその事柄が問題になつてから最高裁判所がその判例によつてそれをきめるといふようなやつかいなものであつてはならぬと

私は思ふわけでありまふ。きめ方は困難な場合のいろいろな法律もありまふ。あるいは中小企業等協同組合法も、どの程度が中小企業であるか、これはきめるのが非常に困難であらうと思ふのであります。この場合といへども、資本金が五百万円、従業員が三百名以下のものと、これは明確に規定して、そうして國民をしてその準拠するところにあやまちなきやうこれを明示いたしております。法律はやはり制限列挙して、法律に違反するものと法律に違反しないものとの限界を明確にするのでなければ、法律自体が三年以下の休刑を伴う立場におきまして、これは非常に問題を後日に残して参るのではないかと思ふわけでありまふ。

従つて立法にあつては、疑義のあるところ、やはりその疑義を解明するといふだけの努力が払われなければならぬ。この意味において、私がただいま質問をいたしましたいわゆる少数、多数、それから特定のものの、不特定のものといふことは私自身がわかつておりませんし、しかも河野銀行局長は立法された当事者でありながら、そのことがやはりその場における條件、それから世間の通念、それから裁判所の判決、こういうようなものによつて決せられる、こういうことであります。が、さすればこの法律に基いて貸金業を行わんとする者が、この第一條に基いて／＼金の受入をするにあつて、この程度のことはやつていいの、この程度のことはやつて悪いのか、これはわかりはしない、あなた自身がわからないことを諸君がわかるはずはない。これはやはり明確にする必要があると思ふわけでありまふ。従ひ

まして、これは制限列挙して、株式会社にして、その總會によつて護衛を禁止したものは、これはまさしく特定のものであることに相違はないと思ひますが、しかしそれに対してなお批判があるならば批判のあるところをさらに解明して、こういうものはやつてもいい、こういうものはやつてはいかぬということは、私は明確にせなければならぬと思ふのでありますが、これについて植木政務次官は、どういふふうな政治家的感覚においてこの条文を御処理されようとおるのであるか、ひとつ最高の責任者として、植木さんから私の疑義に対して御説明が願ひたいと思ひます。

○植木政府委員 ただいまの春日委員の御指摘まことにごつとも存じますが、この政府の出してあります法律の原案におきましての考え方は、先ほど来銀行局長から申し上げておりますように、特定あるいは少数、多数という問題につきましては、その時、その場所、その場合によつてやはり違ふので、この際はつきりと法律に明示することは困難である、かように考えておるのであります。従つてこの判断につきましては、社会通念及び時、場所等を勘案いたしまして、そうしてやはり裁判所が決定をし、これによつておのずから幾つかの判例ができて来て、それによつておのずから得べきところに帰するというのがやむを得ない処置だらう、かように考えておる次第であります。

てよいことでしょうか。やはり法律を条文通り読めば、これは国民大衆が理解ができ、しかもそのことが法律としての權威を持つて国民を拘束する上において、やはり国民のあらかじめの理解の上に立つてその拘束力を發揮できるといふ、そういう体をなしたものでなければならぬと思ふわけであり、社会通念によつて処理することゝなり、やはり立法する限りにおいては、これが同族会社の範圍内ということを考えておるならば、それを明示する必要がある。それから株主プラス・アルファならば、株主プラス・アルファについて、これを制限列挙して国民に明示する必要があると思ふ。こういうふうな形で株主から預かり金をしてもらひのか悪いのか、これは法律の条文で見てもわかりません。ただいま植木政務次官がおつしやつたように、これは法律の条章によつて表現することとは困難だと言われており、表現するならば、一条で表現することが困難であるならば、これは百条をもつて表現するといひまして、やはりその法律の權威を保つ上においてはこれは重大なことであり、その努力は払わなければならぬと思ひます。お考え願ひたいことは、もしこの法律に誤つて触れるということになりましますと、その人が三年間の休刑を受けなければならぬわけでありまして、われ／＼はここでは法律をつくつておるだけなんだが、しかしこの法律が相手にわかんない、わからないことのために国民をして懲役に処するといふような事柄は、これは基本人権の尊重の上からいひまして、も重大な事柄であらうと思ふわけであ

ります。私は三年間、寒いときも暑いときもあるだろうが、獄舎にすむ人の氣持を考へて、これは悪意があつてそういう方面で法律を乗り越えて悪事を働いた人ならば、当然それは法の制裁を受けることはやむを得ないことでありまして、法律が何となつて、そのとき社会通念と、最高裁判所の判決によらなければそれがわからない、こういうふうな立場において国民が誤つたといひましたならば、その責任は立法の府にあるわけであり、従つて私どもは立法の責任を尽すという立場において、そういうふうな被害を国民に及ぼさないことのために、疑義があるところを明確にしなければならぬと思ふわけであり、この問題について法務省は何らかの具体的な考へ方、対策をお持ちにならないか。先般来伺つておるところによりましますと、長時間にわたつて慎重な御検討を願つたと承つておりますけれども、しかしその御検討の所産がわれ／＼にしろ、なお理解を得せしめないという程度のものでありますならば、さらに国民の衆知を網羅して万全を期するというところで、やはり原案に固執するということとでは、これは何らかと思ふわけであり、また、これに対して何らかの対策をお持ちにならないか、法律の専門家としての法務省の御見解を承りたい。

○津田説明員 法律をなるべくわかりやすくする、しかも具体的に表わすというところに努力すべきであるという御意見はごつともでございまして、立法はまさきさようでなければならぬと、が、しかしながら法律といふものは、あらゆる事象に適用があるように考えなければならぬ、その辺はやはり具体的なものから抽象的なものを出して行かなければならぬ、こういうことにならうわけだと思ふ。かりに何人といふことをきめるとか、どういふ条件といふことを百羅列いたしまして、これはやはりカバーされないものが出て参る。その場合に、それではそれはカバーされないからみす／＼だめだといふことになるからぬかといふことになりまします、やはり制限列挙ということになれば、具体的に当てはまらなければ全部それはオミットされる、こういうことになる。これはやはり法律の本来の目的を達するゆゑにはないといふ考へ方があり得るのであります、そういう考へ方のもとに、法律はどうかして抽象的に規定して、解釈によつてその具体的なものを導き出すよりほか方法がない、かようになるのであります。そこでこの二条の表現といたしましてこれが妥当かどうかといふ点につきましては、御意見の存するところをごいしますが、およそ刑法にいたしましては非常に抽象的に書いてあるわけで、たとえば人を殺した場合はむろん問題がありませんが、それはいろいろ条件が加わる場合があるので、それはたして人を殺したことになるか否かといふやうなことで、やはり解釈できめざるを得ないのであります。そういうやうな意味におきまして、やはり抽象化しなければならぬという要請も無視できないやうなところがある。そこでできるだけ抽象化したものを正當に解釈するといふ、いわゆる解釈論の発達とい

うものを促さなければならぬということになると思ふのでございします。

○春日委員 理解できないのであります。たとえば殺人の問題を例に出されましても、やはり過失致死の場合があり、あるいは正当防衛の場合があり、過剰防衛の場合があり、いろいろの場合を制限列挙いたしまして、殺人という事柄一つを対象にいたしまして、あらゆる場合を刑法の中できめておるでないのであります。私は法律専門家の識論を申し述べておるのであります、が、しかしながら少くとも国民を拘束して行くという立場におきましては、法律を見ればやつていい限界とやつては悪い限界とがはつきりどの法律でもわかつておる。ここに六法全書がありますが、私は関係法律を審議する過程においていろいろこれを参照しておりますけれども、多くの場合すべて制限列挙をいたしております。そうしてこの場合／＼その他これに準ずる場合といふことで、制限列挙が不可能な面はそれに準ずるといふことで、やはりそれに包含をして、ごく小部分の制限列挙が不可能な場合もその中に掲げておる。そうして読む者をしておのずからこれが文字通り判断ができる、こういうことになつております。そこで私は、法律が発表する当初から立法者もわからない、審議に携わるわれ／＼も十分腹に理解することができないといふやうな抽象文字によつてこれを国民に君臨させようといふことは、はなはだ冒險ではないかと思ふわけであり、もとよりこの大きな問題がわづか九条の条文によつてここに取扱われてお

りまする事柄について、これは多少の飛躍はありましようけれども、私はやはりこれが刑事罰を伴つて参るという立場において、さらに深い検討を必要とする事柄であらうと思ふのであります。先般私が指摘いたしました第一条のこの「誤解を生じさせるような仕方」というような問題についても、同僚諸君の御理解を得て大体の御検討が進んでおる様子であります。私はあわせてこの第二条の第二項についても不特定且つ多数の者からの金銭の受入で、このことは具体的に申しますれば、株主からの借入金という事に局限されるであらうと思ふが、河野銀行局長のただいまの御答弁にありましたように、この事柄こそは現実に行われておる事柄であります。現実に行われておる事柄であればあるほど問題が重大でございまして、その行われておる事柄がどういふものはいふのであるか、どういふものはいふのであるか、こういうことを裁判所の判決によらなければわからないという法律であつてはならないのであります。あなたの御指摘のように、同族会社にして、さらにまたその株券の譲渡を禁止しておるものはいないか、と書かねばならぬ。ところがここには書いてない。だからあなたがいいと思つてゐる人々にしても、これはあるいはいふにかしらという不審を生ぜしめて、当然いいこともやめなければならぬ人々も生じて参る事柄であります。それからまたあなたは、そういう人たちが現実によつておるから、おれたちもあるいはやつてもいいかもしれないというので、やはりその必要に迫られた諸君があなたの方の期待のラインを乗り越えて、あるいはそういうような要するに特定という自己判断の上に立つての株主からの借入れを行おうとするような場合がないとは断定できない。こういうような意味合いにおきまして、この第二条の第二項は多大の疑義を持つておりまする事柄でありますので、今の質疑応答では私はなお御理解が願えないのではないと思ひますので、願わくば後刻懇談会において当局の御見解並びにわれ／＼委員側の意見とを、ひとつ十分交互に検討を加えまして、そして第二条については、さらにこの完璧を期せられたいことを強く要望いたします。私の質問を終ります。

○河野政府委員 今のお話の点はごもつともな点があると思ひます。しかしそれは先ほど津田総務課長からも申し上げましたように、なか／＼具体的に例を引きますことは、多くの事象がある場合におきまして困難だと思ひます。しかしできるだけ皆様方に、善意の方々にその線がわかるような方法で解釈なり何なりがはつきりして来るという努力は、今後とも続けて行きたいと思ひます。

それから先般の御質問で私もよく言葉が足りませんので、あるいは誤解をされておるかもしれませんので、ちよつとつけ加えておきますが、新商法におきましては、株式の譲渡禁止というような法律的效果を持つような制度はなくなつております。譲渡禁止というものは株主の間の申合せという程度になつております。しかしその申合せはしたという事自体は、そこに大きな縁故関係がつながつて来るということの推定を申し上げたのであります。

言葉が少し足りなかつたのでちよつと申し上げておきます。

○春日委員 私はこの問題は重大だから、懇談会でもう一べん検討してはどうかという事を申し上げたのであります。御答弁がございましたので、さらに私も申し上げたいのであります。先般のお話の中にもありました通り、特定という場合は、そういう同族会社の場合もあり、あるいは縁故関係もあり、あるいは同級生というやうな関係もあり、その他いろいろなものがあるように申し述べられておりました。私が不安に考えますのは、これは決して野党としての攻撃的立場において質問いたしておるのではなく、法律を文字通り読んだの解釈の上において理解できないのです。今あなたのおつしやつたように、まあ法律的效果を要しないとしても、現実にはそういうやうな定款の議決が行われて、またそれがみんなに守られるという立場において、やはりこれはそれだけの効力を有するものである。こういうことで、これは特定の定義の中に入るかもしれないというやうな御意見もございまして、たが、せつかくそういう御意見を立法者がお持ちであるならば、そのことはやはり明記をして、そういう諸君がやり得る道を確保して行くことが必要であらうと思ふわけでありまして、もとより御指摘の通りあらゆる事象を対象とする立法でありますから、これはその表現が困難ではありましようけれども、私の申し上げるのは、できるだけ手を尽くすこと、それをあらゆる場合に言ひましたところで、大体一つのカテゴリーというものはあるわけでありまして、これを五項目なり七項目なり

あげて、その他これに準ずるものというやうなことで、他の立法もなされておりますので、本法だけがあらえてこのことをなし得ないという事は考えられないのであります。従ひまして願わくばこの法律は、なお三、四日間をかけてさらに万全を期するではないかと、その間にさらに深く検討を遂げられまして、国民に不当な被害を及ぼさないやう十分政府においては深甚なる御配慮を願ひたいと思ふのであります。従つて本日は時間もございませんで、これをもつて散会されたいという動議を提出いたします。

〔横暴だぞ〕と呼び、その他発言する者多し

○柴田委員 政府側に伺ひますが、今の法案がござりますることによつて、商法の五百三十五条に掲げております匿名組合の問題に關しましては、何か御考慮を払われておりましたか、この点をまず承りたいと思ひます。こういう不特定多数の者から金を集めて、そして今までやつたやうな、たとえば保全経済会のようなものを禁止されるといふことが立法の趣旨であることはわかるのですが、その場合に、しからば匿名組合の問題をそのままに放置しておいていいのか、こういう疑問が出るわけでございますが、これに対するお考えを承りたい。

○津田説明員 商法五百三十五条の匿名組合の規定でございますが、これは本来申しますならば、その立法の趣旨は特定の信頼した当事者間において出資をして、一方が営業をし、一方が匿名組合員となつて事業をやる、こういう目的の規定であります。それではそ

の出資者が何人でもいいかということになると、これまたいろいろ問題がございまして、それは前には十人に限定するとか、五十人に限定するとか、いろいろ議論がございましたが、そういうことは商法のところではないのであります。そういう立法の趣旨、すなわちお互ひが信頼した間において行ふところの事業の一つの形態であるというやうに考えております。そこでこの法律の第一条との関係になるわけでありまして、要するにさやうな匿名組合の出資と申しまして、そのほか一般に出資と申しまして、出資というのはいさ／＼問題なれば元本が返らないという、つまり共同で事業をするということが建前で、共同で事業をするために、それに金銭的なものを援助するということなのであります。ですから、その事業が失敗すれば元がなくなることは当然考えなければならぬという性質のもの、いわゆる一般的に出資といわれているものである。匿名組合もまさにそれでございまして、匿名組合の営業者が失敗すれば、その匿名組合に出資した額は返らないという場合もあり得る。第一条は、さやうなものはさやうなものであるということが明らかになつた上で受入れてほしいということを考へておるわけでございますから、匿名組合の規定そのものから言ひまして、別には矛盾はないわけですが、匿名組合は特定少数の間でやる場合が多いのであります。特定少数の場合には、むしろ第一条の不特定多数の場合に入らなせんから、表面は第一条の適用はございせんが、要するに第一条の規定は、匿名組合の本質か、あるいはそれを形式的に使うかは別として、そう

いうようなもので金を集める場合には、集めること自体を禁止しているわけではなく、その出資額は返らない場合があり得るということがはつきりしていればよろしい、こういうことになります。

○柴田委員 そうしますと、やはりこの商法の五百三十五条以下の匿名組合に対する態度というものは、法務省のお考えは現存そのままでございましてよろしいか、そういうお考えでございまして、それをもう一度承りたい。

○津田説明員 ただいまのところは、匿名組合の規定を改正する考え方は、法務省にはございません。

○柴田委員 そういたしますと、今のこの法案がたとえこのまま無修正で通過したと仮定いたしましたとしても、非常に危険性が存在することは明らかでございまして、この匿名組合から判断いたしますと、法の表面だけを見ましても、たとえば「匿名組合契約」当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノ為メ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス、壁頭の五百三十五条でこう規定しております。これをたてにとつて、たとえばやはりこちらの法案では不特定多数と言います、こつちの方ではその相手方の目標を立てて、そして匿名組合という形において出資を行うというところであれば許されるという、非常な危険性が存在するとわれわれは考えるのです。このいわゆる匿名組合を現存するというところであれば、この法案ができたとは仮定いたしましても非常に危険が伏在すると考えますが、これに対しては法律の見解をひとつ承りたいし、河野銀行局長は、

匿名組合のこのままだを現存せしめてこの法案をお考えになったのかどうか、その二点をお二方から伺いたい。

○津田説明員 もちろん商法の匿名組合の章の規定でございしますが、この現存、将来においても同じく行くということを前提にしてこの法律をつくつてあります。特定少数の人からお互いの信頼関係によりまして出資を仰ぐ形が、匿名組合でありましてよいかどうか、形でありましてよいか、それは何ら干渉するところじやないわけでは、一つの組合の規定と申しますのは、一つの匿名組合の類似的な契約は、いかなる形においても一応今のところはできるわけでは、ですからそういうような場合におきまして、特定少数の人との間には何ら干渉するところではない。不特定多数のものに対して、この法律の第一条に書いてありますような方法を使つて出資を受入れた場合には取締る、こういうことではあります。ですから、まず第一条のような方法を使うかどうかというこの観点で取締るか取締らないかがきまるわけでありまして、でき上つた契約自体の効力とか性質とかいうことを云々しているわけではないのでございまして、その意味におきまして、匿名組合のこの規定がありまして、取締る目的が鈍くなることはあり得ないというふうな考えでおります。

○河野政府委員 今法務省の方から答弁されました通りで考えております。私もこれは株式会社の場合も同じだと実は考えておるものであります。株式会社の株を持てる方が、株というものの本質を誤解しないで、正解し

ておられるならば、その株というものは事業がうまく行けば大きな配当ももらえる、株の値段もずつとよくなる。

〔内藤委員長代理退席、委員長着席〕

しかし事業がうまく行かなかつた場合には、株主というものは他人資本の債権者よりは非常に大きな打撃を受ける。もつと俗の言葉で言へば、元も子もなくなくなるということになる。そういう性質のものであるということがはつきりわかつて、なおかつ株に投資する、あるいは匿名組合の出資者になるというところであるならば、それ自体を私どもは必ずしも取締る必要がないのではない。これは株式会社と同じものである。ただこれが誇大宣伝でありまして、あるいは誤解を起させる。つまりこれは本来出資であるにもかかわらず、何か他人資本のように、借入金のように、どんな悪いときでも元金は返つて来る、いいときは配当をどんなもたらえる、両方のいいところの性質ばかり持つておるものだという誤解をさせるようなことをして、そうして誇大宣伝によつてこれらの資金を吸収するということなどは、一般の国民に対して非常に悪い不測の損害を与えをおそれがあるから、そういうやり方をもつて出資を募集したり、あるいは株式を募集したりしやいかぬ。これは法案の第一条の趣旨でありまして、これも、こういうふうな規定をもつて必要の取締りのできるのじやないか。それからさらに進んで、およそ不特定多数からの出資を受入れるということ自体を禁止するところまで行く必要はないじやないか、こういうふうなことで、今申し上げましたような法案の御

提出をいたしたわけでありまして、今お話をいたしましたように、実は当初には、そういう不特定多数の人々を出資者とするような匿名組合というものは、本来の匿名組合と性質が違ふのだから、そういうものを禁止したらどうか、そういうものは、私個人の意見としては持つたこともございまして、その後いろいろ専門家であられる法務省当局とも打合せましたが、やはりそこまで行くのは行き過ぎではなからうかということをお返省いたしまして、この法案で十分にこの目的というものは達し得るのではないかと、このことから、こういうことになつた次第であります。

○柴田委員 今の銀行局長のお話も、常識論としてはわれわれにわかるのですが、ただこの法の陰をくぐつて、やはり世にいうインチキ金融でもやろうという人々には、この匿名組合の五百三十五条以下の問題を大きな材料としてやるおそれが多分にあるではないか。そういう心配のあまり、不特定多数の者からこういう預金とか貯金等を集めてはならぬという厳格な法案ができ上つたといつたとしても、匿名組合の問題を材料として、何かやりますまいかという懸念をわれわれは非常に持つものであります。一般的な常識が発達したならば、決してそれに迷わされた者はないと思ひますが、しかしまた時期がたつて、そうして経済界がもう少しおちつきますと、こういう問題を惹起するおそれが多分に含まれておると私は考えるのであります。それでたとえば匿名組合の問題にいたしましても、人数の制限等はやつておられません。何万人でもいいわけなのです。そういうしますと、三人でもよ

ければ、十万人でもいい、こういう形において商法が許しておりますと、非常な危険が存在するということだけは言えると思うのです。だから少くともこういう法案をおつくりになります場合には、商法の五百三十五条以下のたつた八条か九条なんです、この問題にも大きくお考えを持つてもらいたい。私もこの法案に対して、全面的な賛成はしておるのです。字句あるいはその細部にわたつてはいろいろ議論もございしますが、一般大衆の財産を擁護する建前から非常に賛成なんです。賛成なんだが、一面こういうものをそのままに放置しておきますことは非常に危険だと考えるのであります。それからもう一つは、たとえば住宅の月賦販売のようなものもたくさん見受けるのであります。そういう場合には、昔の無尽式に、当つたものに優先的に住宅を建ててやる、こういうようなものも随所に見受けられます。そういうものも、そういう場合でも、やはり不特定多数の者から集めた場合にはいかぬ、こういうのでございましてよろしいか、その点をもう一度河野さんから承りたいと思ひます。

○河野政府委員 お答え申し上げます。第二条の預かり金というものの解釈であります。これは「何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するもの」ということは、金銭で預かつて金銭で返すというところが、この経済的性質の中に含まれておると解釈いたしております。これを民法等の言葉で言いますと、たとえば消費貸借とか、あるいは消費寄託という形で、金銭で預かつて金銭で

返す、こういうふうな形態をとるもの
をここで言つておるつもりでありま
す。従いまして住宅を建設するといつ
たような場合とか、あるいは割賦販売
業といふものがたくさんある。冷蔵庫
を割賦販売にして、金を月々納めさし
て冷蔵庫を渡す。金銭を受入れて、物
なりあるいはサービスと申しますか、
役務を提供するということは、脱法行
為は別ですが、脱法行為でない限り
におきましては、第二条で言つておき
ます預かり金には該当しない。それか
ら先般もこの委員会でも御質問があつた
のでありますが、たとえば旅行会とい
うものがある。多くの金から金を月々
集めておつて、それで一定のところま
でたまつたら旅行する、一種のサービ
スというか、そういうふうなことも、
これはそれ自体としては、ここに言つ
ておる預かり金に該当しない、こうい
う解釈をとつておられます。但し實際に
は割賦販売という名目でやりながら、
現実には物を渡さない、そして金を
返すということがある。いろ／＼な名
目はつけておられますけれども、實際問
題としては、金を預かつて金を返す、
その一定の期間だけその金を運用する
というふうな形になつておるものが相
当にありまして、これらの問題に、法
務当局において適當なる措置がとられ
て、判決例もすでに出ておるようなわ
けでありまして、こういうものは脱法
行為として、この預かり金の禁止の規
定に違反する、かように解釈いたす次
第であります。

○春日委員 過ぐる十日の日でありま
したか、本会議におきまして、中小企
業の倒産が続出しておられます事
柄について、これが対策について具体
的な施策を掲げて、私は緊急質問をし
たことがございます。その問題の中に
は、河野銀行局長が金融機関に連達を
發しました、要するに金融に關する諸
要綱の事柄があり、さらにまた先般本
委員会が議決をいたしました、政府の
指定預金督促に關する事柄があり、さ
らに税法各般にわたる事柄等がござい
まして、この問題は、しよせん本會議
における質疑応答をもつて解決する問
題ではないのでございます。本委員会
の検討によつて逐次施策に移し得るも
のは移して行く、しからざるものにつ
いても、いろ／＼検討を加えるの機会
が与えられなければならぬと思うわけ
です。これに對して委員長はどうい
うとりまわしをお考えになつておるか。
さらにまた植木政務次官におかれま
して、當時私から質問いたしました諸
項目について、當時の政府の御答弁
は、これはしよせん型通りのものであ
り、そこで解決の約束をされたものも
あり、されざるものもいろ／＼あるわ
けであります。これらの質問に對し
てどういふ処置を政府は行わんとする
のであるか、委員長のとりまわし並び
に政府のこれに對する対策、これにつ
いてこの際ひとつ伺ひをいたしてお
きたいと思ひます。

○千葉委員長 ただいま春日委員から
の御質問であります。委員長といた
しましては、ただいまの中小企業に對
する金融、これは現下きわめて重要問
題と考へております。そこでこの問題に對
する政府の心構えと申しますか、政府
の施策といふものは徹底しておきま
せん。むしろ徹底的で、われ／＼として
はまことに歯がゆく存じておりま
す。そこでこの際われ／＼當委員会と
いたしまして、会期の終了までには具体
的なものをつくりまして、政府當局にそ
の實現を促すことを、衆參一致してこ
れは當らなくてはならぬと思つており
ます。昨日も全国相互銀行協会におき
まして參議院の大蔵委員長とも話し合
つたのであります。どうしても一致
してこれらの対策に當らなくてはなら
ないと思つております。さしたりの
問題として、政府預託金の問題、また
預託金の引揚げ問題等があります。こ
れらの問題に對しましてはまだ十分
なるわれ／＼の心持が現われておりま
せん。この点は今後當局とも十分懇談
いたしましてその實現をはかりたい、
かく考へております。

○植木政務次官 大蔵當局といたしま
しては、本會議のその席におきまして
大蔵大臣よりお答え申し上げた通りで
ございまして、さらになお、もしその
うちにお答え漏れがあつた点がある
としたしますならば、そうした点はもち
ろんのこと、お答え申した点につきま
しても、さらに御趣旨の存するところ
を十分甄味いたしまして、でき得る限
り現在の中小企業の受ける打撃を少
らしめるように、今後とも善処して參
りたい、かように存する次第でござ
います。

○福田(繁)委員 私は委員長に若干希
望を申し上げて、最後に簡単に動議と
してあなたの手元まで御提出しておき
たいと思ひます。それはほかでもあり
ませんが、去年のたしか議會末期であ
りましたか、七月ごろと存じておりま
すが、大蔵委員会が所管の法案を審議
いたしておりました場合に、どうしても
海外の先進国の生きた実情を調査して
来ないことには、今後の再建日本の大
蔵省所管の法案を審議するに非常に
不自由を來すという結論に到達いたし
まして、御承知のように、時の大蔵政
務次官でありました愛知君の格別な御
協力と御理解のもとに、田滿に各党派
から人選がいたされまして、六名の諸
君が海外先進国を調査して参つたわけ
なんです。これは諸君も御承知の通
り、その結果どういふ効果があつたか
と申しますと、大きな問題としては、
御承知の日本の自衛権の問題に關し
て、當時の社会党の大蔵委員は、格段
の御理解と認識をされて歸つて來られ
た実情もあるのです。なお大蔵委員会
においては、あるいは關稅問題にし
る、あるいは金融問題にしる、財政問
題にしる、非常に理解を深められたが
ために、本國會は御承知の五十数件の
法案が、いとも大多数が田滿に御審議
を終えたというところは、実に大きな貢
献があつたと私は考へております。そ
こでもういよ／＼会期も残すところ数
日になつたのであります。私つら／＼
本年度の予算の内訳を調べてみます
と、大体國會の海外渡航費というもの
は、約一割五分は御遠慮してあります
が、相当額が計上されて決定いたして
おりますが、そこでいよ／＼先般來、
なかなか關稅問題のごとき、あるいは
はまた多少管轄は違ふけれども、日本
とフィリピンとの賠償問題のごとき、
あれこれ数えると、もう一度大蔵委員
会が海外へ行つて、正しく視察をする
必要があると私は考へる。そこであげ
てことごとくの人選だとか、あるいは
日程といふことは、理事會に申合せし
てもらう。もちろん昨年渡航された諸
君は御遠慮するといふことは原則であ
ります。が、そういうことをあけて